

ご存じですか！
軽減税率は
全ての事業者に
影響します



平成29年4月1日から消費税の税率10%引上げにあわせ、
軽減税率制度が創設されます！

消費税の経理処理や申告方法が 変わります

(平成28年2月8日現在の中小企業庁公表資料を基に作成)

消費税軽減税率

Q & A

Q 軽減税率ってなんですか？

A 消費税率10%引上げ時に、低所得者への配慮等を目的として、飲食料品などの消費税率を8%に据え置く制度です。

Q 取引先との会食で、お土産用に用意した「お寿司折詰」の代金の税率は8%？10%？

A お土産は「持ち帰り」なので8%になります。ただし、会食自体は「外食(軽減税率対象外)」なので10%になります。



Q 「紅茶とティーカップのセット」のように、軽減税率の対象商品(紅茶)と標準税率となる商品(ティーカップ)を組み合わせて販売する場合の税率は8%？10%？

A セット商品は一定の金額以下で、飲食料品が主な場合は、軽減税率の対象となります。その具体的な要件については、現在、国で検討中です。



Q 会議用のお弁当など軽減税率対象商品を購入した場合、経理処理はどうすればいいの？

A 8%、10%で税率ごとに分けて経理処理をする必要があります。そのため、ほとんど全ての事業者で経理処理の変更が必要になります。

(手書き領収書イメージ)

Q 軽減税率の導入で請求書や領収書の様式を変える必要があるの？

A 8%と10%の税率を分けて記載する必要があるため、請求書や領収書の様式の変更が必要になります。(右図参照)



Q 現在のレジで軽減税率に対応できますか？対応していない場合、買換えのための国からの支援はありますか？

A 今、お使いのレジが軽減税率に対応しているか、メーカー販売業者などに確認しましょう。対応していない場合は、レジの買換えやシステムの改修が必要になります。レジの買換え、システム改修のための国の補助金が創設されます。詳細は順次、国から発表されますので、早めに情報収集しましょう。

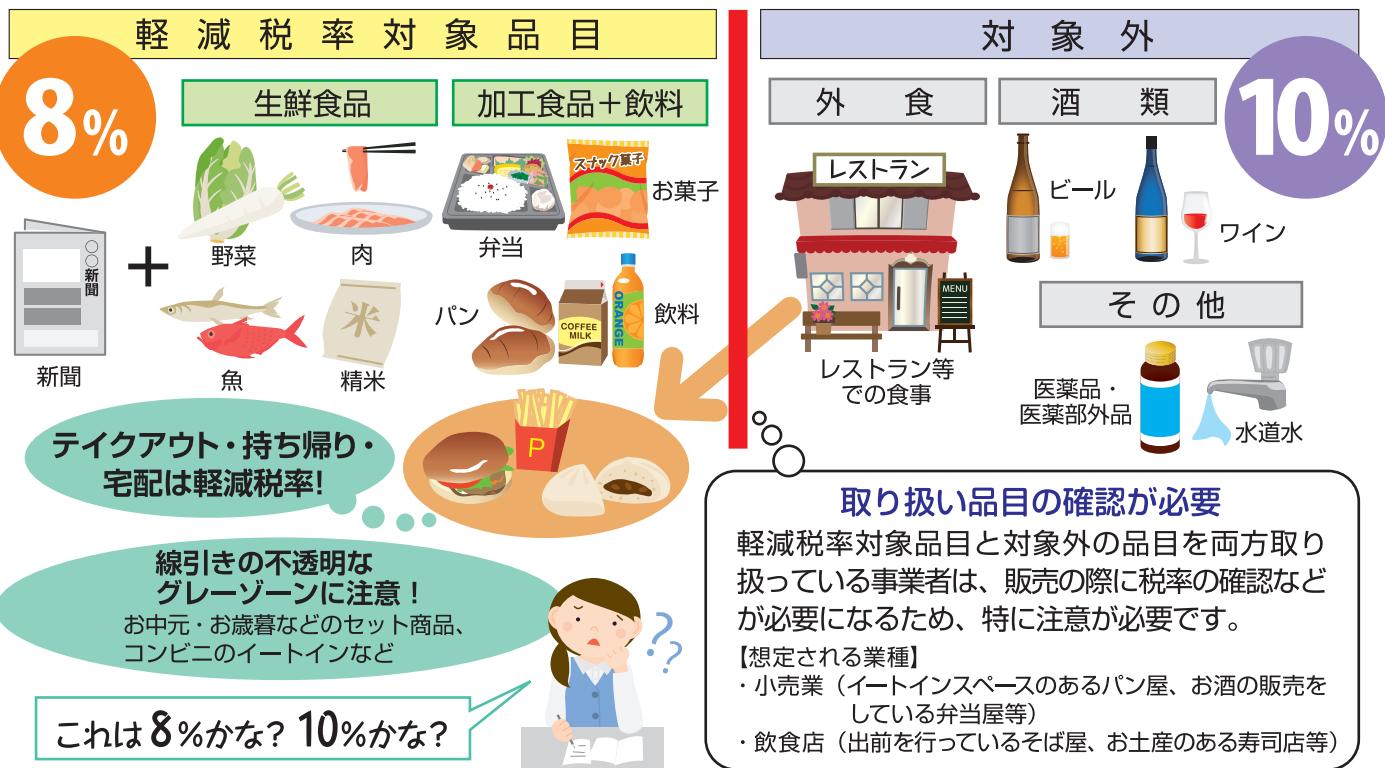


消費税率引上げ・軽減税率対策は、お早めに！
商工会議所は中小企業の軽減税率対策を全力で応援します！



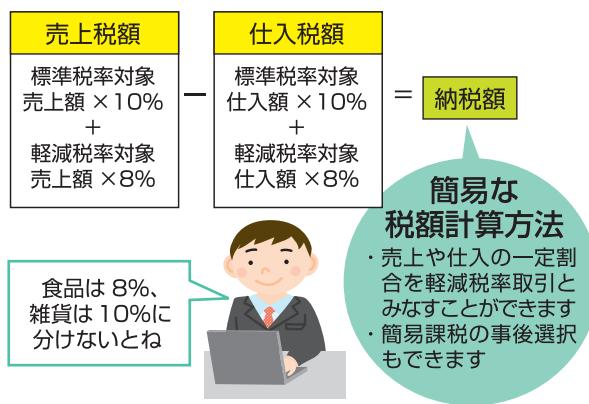
消費税軽減税率制度のポイント

- 平成29年4月1日から、消費税率が10%に引上げられるとともに、一部の品目の税率を8%とする「軽減税率制度」が創設されます。
- 軽減税率の対象品目は、「酒類・外食を除く飲食料品」「週2回以上発行で定期購読される新聞」です。
- 自社で取り扱っている商品を整理し、軽減税率の対象になるのか確認が必要です。



- 事業者は、軽減税率に対応した商品管理、請求書、区分した経理処理に基づく税額計算が必要となります。
- 税率(8%、10%)ごとの区分経理が難しい事業者には、簡易な税額計算方法が認められます。

軽減税率導入後の納税額計算のイメージ



軽減税率に対応した請求書が必要！

請求書			
発行日：平成29年4月25日			
○×食堂様			
今回ご請求額	15,340円	○○ストア	東京都△△区◆◆町1-2-3 TEL: 03-1234-xxxx
お買い上げいただきましてありがとうございます。 記載の通り、ご請求申し上げます。			
日付	品目	区分	税込価格
4/14	食料品	※	3,240
	雑貨	①	2,200
4/15	食料品	※	5,940
	雑貨	②	3,960
	10%税率対象合計		6,160
	8%税率対象合計		9,180
	合計		15,340

注) ※は軽減税率(8%)適用商品

請求書に①軽減税率の対象品目である旨と、②税率ごとに合計した対価の額を加える必要があります。

※税率等の記載がない場合は、売り手に確認する等のうえ、買手が手書きで追記できます。

(注) 平成33年4月からは登録番号や消費税額等を記載するインボイスの導入が予定されています。

軽減税率に対応したレジの導入、受発注システムの改修が必要な場合があります！

- 現在のレジ、受発注システムが軽減税率に対応していない場合、新しいレジの導入、受発注システムの改修が必要です。
- 軽減税率に対応したレジの導入、受発注システム改修のための国の補助金が創設されます。